四　法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の業務に関し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
五　輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
六　税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
七　帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項
八　法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。以下同じ。）に関する事項
九　法第七条の二第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
十　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
十一　その他参考となるべき事項

第四条の五を次のように改める。

（法令遵守規則の記載事項）

第四条の五　法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
　イ　この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
　ロ　外国貨物の蔵置等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
　ハ　外国貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
　ニ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
二　前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
三　第一号ハに規定する部門における外国貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順
四　法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けようとする者の業務に関し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
五　外国貨物の蔵置等又は外国貨物のセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
六　税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
七　帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項
八　法第五十条第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
九　法第五十条第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
十　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
十一　その他参考となるべき事項

第四条の八及び第四条の十中「（保税作業」の下に「（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」を加える。

第四条の十一中「第四条の五第一号イ⑵及び同号ニ」を「第四条の五第一号ロ」に、「」と、同号ヘ」を「（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。）」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号」に改め、「、同条第二号イ⑵及び同号ニ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と」を削る。

第四条の十二中「保税作業」の下に「（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」を加える。

第七条の三第三号イ及びロを次のように改める。

イ　特定保税運送（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送をいう。）及び特定委託輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の運送（以下この条及び次条において「特定保税運送等」という。）に関する業務
ロ　特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務

第七条の三第五号イ及びロを次のように改める。

イ　特定保税運送等に関する業務
ロ　特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務

第七条の四を次のように改める。

（法令遵守規則の記載事項）

第七条の四　法第六十三条の四第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
　イ　この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
　ロ　特定保税運送等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
　ハ　特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
　ニ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
二　前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
三　第一号ハに規定する部門における特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順
四　法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けようとする者の業務に関し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令（当該承認を受けようとする者が令第五十五条の六各号（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
五　特定保税運送等又は特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
六　税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
七　運送目録（法第六十三条の二第二項に規定する運送目録をいう。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項
八　法第六十三条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
九　法第六十三条の二第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
十　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
十一　その他参考となるべき事項